

大分県教育委員会教育長 殿

住 所：  
氏名等：

## 埋蔵文化財発掘調査の届出について

埋蔵文化財について発掘調査を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項の規定により、関係書類を添付し、下記のとおり届け出ます。

1 所在地	大分県		
2 調査面積	m <sup>2</sup>		
土地所有者	氏名等：		
3 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称			員数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
4 調査の目的 調査の契機	a 学術研究（ ） b 遺跡整備 c 自然崩壊 d 開発事業 に伴う 道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又 は店舗 その他建物（ ） 宅地造成 土地区画整備 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガ ス・水道・電気等 農業基盤整備事業（農道を含む） その他の農業関連事業 土砂採取 その他開発（ ）		
	備 考：		
5 調査主体者	氏名等：		
	住 所：		
6 発掘担当者	氏名等：		
	住 所：		
	経 歴：		
7 着手予定時期	年 月 日	8 終了予定時期	年 月 日
9 出土品処置			
10 参考事項			

- 〔注意事項〕 ① 太線内は申請者が記入  
② 遺跡の種類・現状・時代及び調査目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場所は（ ）内に記入

## 【添付書類】

- 1 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 2 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書（第1号様式-1）
- 4 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書（第1号様式-1）
- 5 発掘予定地の区域において、石灰岩、ドロマイド、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書